

見積り依頼説明書

鹿児島地方法務局会計課

鹿児島地方法務局の見積り依頼公告（令和7年12月24日付け「鹿児島地方法務局災害用備蓄食料品売払い」）に基づく見積りについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）及び契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）に定めるもののほか、この見積り依頼説明書によるものとする。

1 調達内容

- (1) 件名 鹿児島地方法務局災害用備蓄食料品売払い
- (2) 契約内容等 仕様書のとおり
- (3) 品名及び個数 仕様書のとおり
- (4) 引渡期間 仕様書のとおり
- (5) 引渡場所 仕様書のとおり

2 見積り合わせ参加資格事項等

- (1) 前記1(4)の「引渡期間」内に確実に履行できる者であること。
- (2) 後記8の「支払条件」に従い、確実に期限内に支払できる者であること。
- (3) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

3 見積書等の提出に関する事項

(1) 提出書面

見積り参加者は、ア及びイの書面を提出すること。

なお、これらの書類（委任状含む。）について、その押印を省略する場合には、「書類の発行権者（発行権者とは、代表者又は代表者から委任を受けた者をいう。）の氏名」、「担当者氏名」及び「連絡先」を記載するものとする。

ア 以下の事項を記入した見積書（様式は任意） 1部

(ア) 宛名（「契約担当官 鹿児島地方法務局長」とすること）

- (イ) 見積内容（品名、総額（税抜き））
 - (ウ) 作成日
 - (エ) 氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者氏名）
 - (オ) 住所
- イ 契約の相手方として、不適当な者でないこと、かつ、不適当な行為をする者でないことを誓約する誓約書（役員等名簿付き。）（様式1）1部

(2) 見積書の提出方法

ア メールアドレスへの送信（押印を省略する場合に限る。）

件名は「鹿児島地方法務局災害用備蓄食料品売払いの見積書の提出について」とし、見積書のデータにパスワードを付し送信すること。

イ 持参

見積書は、封筒に入れて密封し、封筒表に見積り件名及び見積り者名を朱書きするものとする。

ウ 郵送（書留郵便又はレターパックプラスに限る。）

見積書は、封筒に入れて密封し、封筒表に見積り件名及び見積り者名を朱書きするものとする。

(3) 提出先（担当課）

〒892-8511

鹿児島市山下町13番10号

鹿児島地方法務局会計課（担当 丸田）

メール kaikei_kagoshima_bal@moj.go.jp

電話 099-219-2112

(4) 代理人による参加

代理人が参加する場合には、見積書に委任者の住所（本店又は主たる事務所所在地）、氏名（商号又は名称）のほか、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載し、押印（外国人の署名を含む。押印を省略する場合には、「書類の発行権者の氏名」、「担当者氏名」及び「連絡先」を記載するものとする。）の上、委任状（様式2、3（復代理人を選任する場合のみ。））とともに提出しなければならない。

(5) 見積書の提出期限

令和8年1月14日（水）午後5時00分（必着）

(6) 見積り合わせの日時

令和8年1月15日（木）午前10時00分（非公開）

4 見積りの無効

次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- (1) 参加資格のない者の提出した見積書
- (2) 虚偽の記載をした者の提出した見積書
- (3) 記名押印又は「書類の発行権者の氏名」、「担当者氏名」及び「連絡先」の記載を欠く見積書
- (4) 金額を訂正した見積書
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- (6) 公正な競争の執行を妨げた者が作成した見積書又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の見積書
- (7) 同一人が作成した金額の異なる2通以上の見積書
- (8) 期限までに提示された場所に提出されない見積書
- (9) 前各号に掲げるほか、当局の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していない見積書

5 参加者の義務等

参加者は、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。また、説明の内容については契約の条件となり得るので、実現が確約されることのみ表明することとし、当該書類又は説明の内容に変更があった場合は、前記3(3)の場所に連絡をしなければならない。

なお、その説明の内容（変更後の内容を含む）が実現困難と認められるような場合は、見積り合わせに参加させないことがある。

6 契約の相手方の決定方法及び通知

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格以上の見積書を提出した者のうち、最高価格をもって有効な見積りを行った者、契約の相手方として不適当な者でないこと、かつ、不適当な行為をする者でないことを誓約する誓約書（役員等名簿付き。）（様式1）を提出したもので、業務を遂行できると契約担当官が判断した者を契約の相手方とする。

見積り合わせの結果は、令和8年1月15日（木）までに契約の相手方に決定した者に対して電話連絡により通知する。

なお、当局ホームページ等では、後日、契約者及び契約金額を公表するものとする。

7 請書の作成

契約の相手方が決定したときは、電子調達システムで電子署名を行って請書を作成するものとする。

なお、電子署名を行うことができない場合には、請書に記名押印し、提出するものとする。

8 支払条件

契約締結後、鹿児島地方法務局歳入徴収官が発行する納入告知書により、指定された期日までに買受人が売買代金を納入すること。

9 提出書類等に関する押印省略の取扱い

提出書類について、その押印を省略する場合には、当該書類の真正性を担保するため、「書類の発行権者（発行権者とは、代表者又は代表者から委任を受けた者をいう。）の氏名」、「担当者氏名」及び「連絡先」を記載するものとする。

10 その他

- (1) 提出された見積書等は、返却しない。
- (2) 参加者は、見積書提出後においては、本説明書に掲げた事項の不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。
- (3) 契約に当たっては、契約保証金は免除する。ただし、見積者が契約上の義務を履行しないときは、違約金として、見積金額の100分の5に相当する金額を鹿児島地方法務局に支払わなければならない。
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨等
契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。
- (5) 契約書作成の要否
請書を徴取する。

以上